

飼料製造業者 新規届をご提出される皆様へ

ご提出いただきたいものリスト

- 飼料製造業者届
- 飼料を製造する際のフロー（簡単なもので構いません）
- 規格書
（他の会社から飼料原料等を購入し、飼料を製造する時はご提出ください）

※事業を開始する2週間前までにご提出をお願いいたします

飼料製造業者届をご提出いただき、確認が取れましたら、受理印を押した届出の写しをお送りしますので、保存をお願いいたします。

事業を開始するにあたって作成・保存していただきたいもの

- 製造した飼料の表示票
- 原料台帳（原料の名称、数量、仕入れた年月日、取引先、荷姿を記載願います）
- 製造台帳（製造した飼料の名称、数量、製造した年月日を記載願います）
- 出荷台帳（出荷した飼料の名称、数量、年月日、出荷先、荷姿を記載願います）

※台帳は8年間保存してください

参考

以下のウェブサイトを参考に上記書類等を作成してください

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
https://www.famic.go.jp/ffis/feed/hourei/sub1_houritu.html
- 飼料の公定規格
<https://www.famic.go.jp/ffis/feed/kokuji/k51n756.html>
- 飼料の公定規格 別表
<https://www.famic.go.jp/ffis/feed/kokuji/k51n756-2.html>
- 飼料添加物一覧
https://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub3_feedadditives.html
- 飼料品質表示基準
https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/kokuji/k0000507.html
- 飼料・飼料添加物の製造・輸入・販売業者届手続き
https://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_gyousha.html
- 飼料製造業者の届出について
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tikusanka/0720-shiryoushizou.html>